

静岡市みどりの基本計画の概要

みどりの基本計画とは

●序章

「みどりの基本計画」は、都市緑地法の第4条に根拠をおく「緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画」です。また、平成27年4月施行の「静岡市みどり条例」では、本市のみどりに関する基本理念を掲げ、この基本理念の実現に向けた「静岡市みどりの基本計画」を定めるものとしています。

みどり豊かで快適な都市を形成していくことを目指し、生活環境の向上に資するみどりの保全及び緑化の推進に関する施策や取り組みを示し、将来のあるべき姿とそれを実現するための方策を示す計画です。

●第1章・第2章

現状の緑地保全・緑化に関する課題

1 社会情勢の変化への対応に関する課題

- ①環境問題に対応した、市街地内外の緑地保全・緑化の推進
- ②安全安心に対応した、公園における防災、バリアフリー、子どもの安全への配慮
- ③豊かな地域づくりに対応した、公園の整備推進、みどりを含む良好な景観・生活環境の形成
- ④参画・協働社会に対応した、公園整備への市民参画機会の増大、みどりに係る市民活動の促進

2 政令市としてのまちづくりへの対応に関する課題

- ①環境と共生したまちづくりに向け、市街地周辺のみどりと水の保全・活用、モデルとなるみどりの公共空間づくり
- ②交流のさかんなまちづくりに向け、静岡を代表するみどり・水や歴史に触れることのできる空間の充実
- ③活発な経済活動や快適な市民生活を支えるまちづくりに向け、みどりのネットワークづくり、防災対策を念頭に置いた緑化推進

3 本市の現況の緑地・緑化への対応に関する課題

- ①荒廃のみられる市街地周辺の緑地（樹林地・農地）の保全・活用
- ②海岸・河川の自然環境の保全とレクリエーションの場としての魅力の向上
- ③市街地内の一団の農地の保全
- ④市街地内の貴重なみどりである社寺林や巨樹巨木などの保存
- ⑤不足する身近な都市公園の整備推進
- ⑥老朽化の進む既存公園のバリアフリーなどに配慮した改良
- ⑦地域住民などの参画による公園の整備計画、維持・管理の推進
- ⑧公共建築物、道路、都市河川など公共空間の更なる緑化
- ⑨意識啓発などによる敷地内の緑化の促進
- ⑩市民の里山保全・緑化活動や企業の環境貢献活動の活性化

みどりの将来像

●第3章

基本理念

- ・人と自然が共生する都市を築きます
- ・百年の計を見据えて、歴史に残るみどりをつくっていきます
- ・市民・事業者・行政の協働で、物語となるようなみどりの活動を進めます

みどりの将来像

人と自然と歴史が織りなす

みどりと水辺の物語 しずおか

わたしたちのまち静岡は、美しく豊かなみどりに溢れ、清らかな川の川辺や雄大な駿河湾の海岸があり、市民やこの地を訪れる人々がみどりと水の景に感動し、自然との触れ合いに安らぎや楽しさを感じることのできるまちです。

わたしたちは、孫子の世代に渡って豊かで潤いのある環境の中で生活を送ることを願っています。

いくつもの世代に渡るみどりづくりの活動が、いつの日か物語のように語られ、ひとりひとりが物語の主人公となり歴史に残るみどりがつくられていく“しずおか”を目指します。

公園緑地の確保目標水準

- 身近な地域にみどりが多いまちだと思ふ市民の割合について約85%達成

現況 (H25)	約75.6%
中期目標 (H34)	約80.0%
長期目標	約85.3%

- 担保性のある緑地を都市計画区域の約43%確保

現況 (H25)	約39.0%
中期目標 (H34)	約39.5%
長期目標	約42.8%

- 都市公園を都市計画区域内人口1人当たり約22㎡以上確保

現況 (H25)	約6.0㎡/人
中期目標 (H34)	約8.0㎡/人
長期目標	約22.3㎡/人

- 公共施設や大規模民間施設の緑化率の向上に努める
(静岡市みどり条例に基づくもの)

公共建築物 (市が設置するもの)	緑化率は、敷地面積の15%以上を目標とし、5%以上を義務化する。
民間施設 1,000㎡以上	緑化率は、住宅(マンション)、商業施設、業務施設、工場・事業所について、敷地面積の10%以上を目標とし、5%以上に努めるものとする。

みどりの基本方針

(みどりの将来像
実現のための方針)

まちをやさしく囲む
みどりの大きな環を
守り・活かします

まちをつなぐみどり
と水辺のネットワー
クをつくりま

静岡らしいみどりと
水辺と歴史の拠点を
つくります

身近にふれあうみど
りをつくりま

安全や環境に配慮し
た質の高いみどりを
つくります

市民・事業者・行政が
協働でみどりをつく
り・守ります

緑地保全・緑化推進の方策

(方策)

(主要施策、核方策)

- ・骨格となる山地・丘陵地のみどりを保全・活用します
- ・駿河湾の海浜環境を保全・活用します

- ・市街地周辺山地、丘陵地の保全、活用
- ・山間地農地の保全、活用
- ・海浜の松林の保全、育成
- ・富士山世界文化遺産構成資産三保松原の保全と活用

- ・遊歩道などの整備を推進します
- ・みどりの軸となる道路の緑化を進めます
- ・水の軸となる河川の緑化を進めます

- ・街路樹の整備・改善と維持管理のあり方の検討
- ・歴史の道、河川沿い遊歩道の整備推進
- ・河川沿いの緑化、河畔林保全、親水性の向上

- ・都心・副都心・地域拠点の緑化を進めます
- ・みどりと水辺と歴史の拠点を整備します
- ・特色のある公園・緑地を整備します

- ・都市拠点周辺地区の緑化推進
- ・駿府城公園など歴史的な公園の再整備
- ・日本平公園など拠点公園の整備
- ・あさはた緑地など水辺の緑地の整備
- ・駿府城公園の桜の名所づくり、清水港の緑地整備、羽衣公園の整備
- ・主要公園の機能の充実、適切な管理

- ・身近な公園・緑地を整備します
- ・公共建築物などの緑化を進めます
- ・民有地の緑化を進めます
- ・市街地周辺・市街地内の里山を保全・活用します
- ・歴史的な樹木を保全・活用します
- ・市街地内の農地を保全・活用します

- ・静岡市無償借地公園制度の運用等による身近な公園の整備
- ・静岡市都市計画公園見直しガイドラインの活用
- ・静岡市みどり条例の活用等による公共建築物や民有地の緑化推進
- ・里山や農地の保全と活用

- ・災害から市民を守るためのみどりをつくりま
- ・誰もが安全で快適に利用できるみどりをつくりま
- ・生物多様性を守るみどりをつくりま
- ・美しく豊かなみどりをつくりま

- ・災害時帰宅困難者を受け入れる公園の充実
- ・バリアフリー・ユニバーサル公園の整備推進
- ・静岡市みどり条例に基づく敷地内緑化の推進
- ・みどりの眺望の保全

- ・みどりとまちを育む心を育てま
- ・市民・事業者・行政が協働でみどりをつくり守る仕組みを整えま
- ・市民・事業者の緑化活動を活発にしま

- ・(仮称)みどりの相談プラザの開設
- ・みどりに関するイベント、学習機会の充実

●第8章

みどりの基本計画の推進

- ・公園整備などのアクションプログラム(実施計画)の作成
- ・静岡市みどり条例に基づく施策の体系的な展開
- ・推進体制づくり
- など

葵区

【緑地保全・緑化の基本方針】

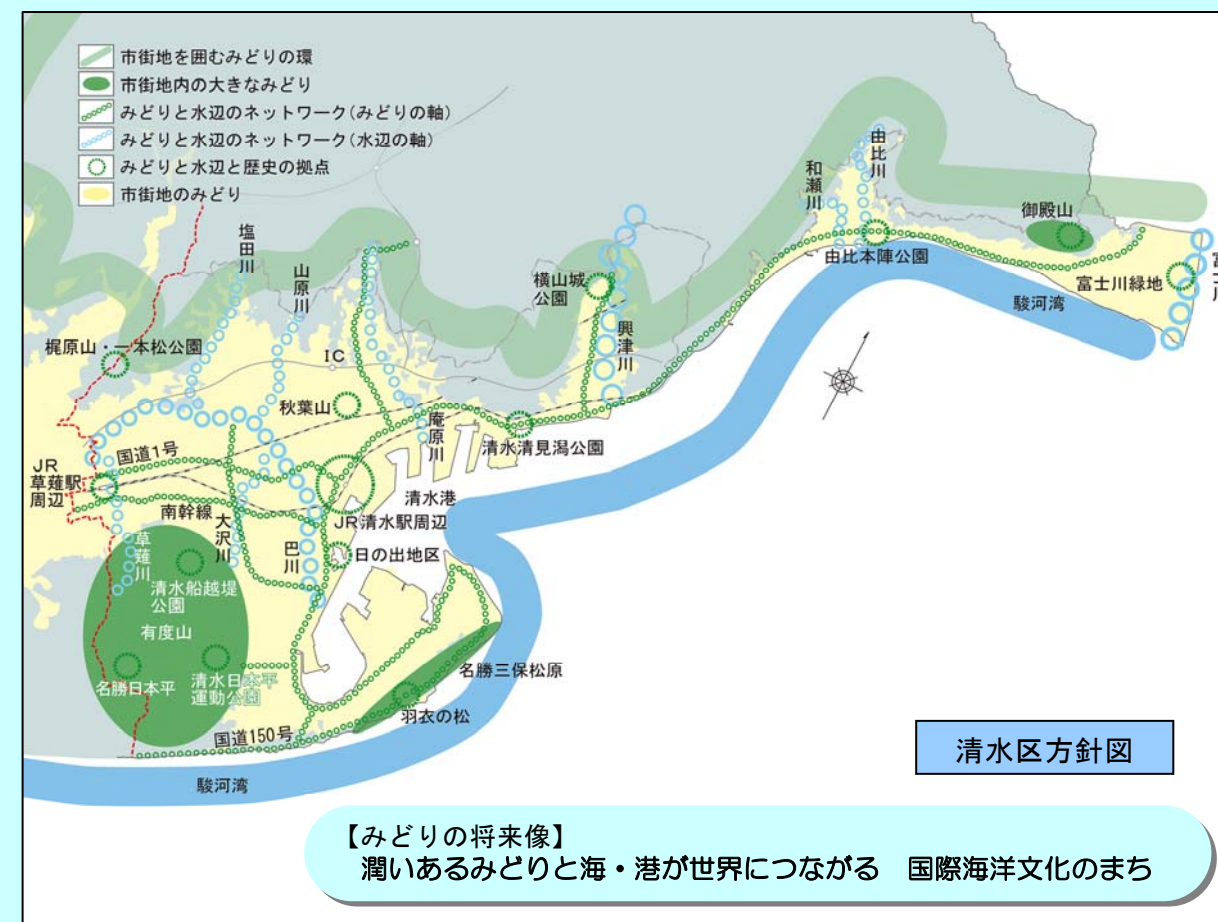
- ・安倍川・葦科川上流域の中山間地域のみどりの保全・活用
- ・国道1号や北街道などの緑化の推進
- ・麻機遊水地などの身近な水辺の整備
- ・市や区の顔である静岡駅周辺の緑化
- ・駿府城公園の再整備
- ・身近な公園の整備
- ・市街地を囲む賤機山や谷津山などのみどりの保全と活用



清水区

【緑地保全・緑化の基本方針】

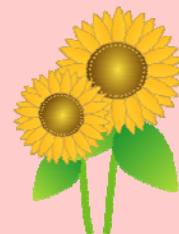
- ・興津川上流域の中山間地域のみどりの保全・活用
- ・三保海岸、興津川や富士川などの水辺の保全と活用
- ・国道150号や南幹線などの緑化の推進
- ・市や区の顔である清水駅周辺の緑化
- ・清水港の緑化と親しめる水辺づくり
- ・有度山や薩埵山、浜石岳、御殿山などの緑地の保全と活用
- ・秋葉山や蒲原城跡など歴史的なみどりの保全・活用
- ・身近な公園の整備
- ・海岸沿いの農地の保全・活用



駿河区

駿河区方針図

【みどりの将来像】
有度山と駿河湾の豊かなみどりと水辺に触れ合えるまち



【緑地保全・緑化の基本方針】

- ・駿河湾の海岸線及び安倍川のみどりの保全と活用
- ・国道150号や南幹線などの緑化の推進
- ・丸子の遊歩道などの整備
- ・市や区の顔である東静岡駅周辺の緑化
- ・有度山のみどりの保全と活用
- ・久能山の歴史的なみどりの保全・整備
- ・身近な公園の整備
- ・海岸沿いの農地の保全・活用



緑化重点地区

緑化重点地区は、みどりの将来像の実現に向けて、緑地整備・緑化に関する事業などを優先的かつ総合的に進める必要が高いと考えられる地区のことです。静岡市みどり条例においては、緑化重点地区と当該地区における緑化の推進に関する事項を定めることとされています。

地区内では、公園整備やみどりの保全・創出など緑地整備・緑化推進に関する事業を一体的に推進することになります。

以下の候補地の中から、地域の実情に応じ順次緑化重点地区を設定し、緑地整備・緑化の推進を図っていきます。

候補地選定の視点・視点の考え方

選定の視点	視点の考え方
①都市の拠点として位置づけられている地区	上位計画の中で拠点として位置づけられている地区において、緑化により都市の安全や快適性、魅力の向上が図られます。
②みどりが少なく、防災やレクリエーションなどの面で問題のある既成市街地内の地区	既成市街地の防災の向上をはじめ、身近なレクリエーション空間の確保、良好な環境・景観の創出が図られます。
③土地区画整理事業などの事業により都市整備が行われる地区	他の事業と一体的に緑化を進めることにより、良好な環境・景観の創出などの早期実現が可能になります。
④公園・緑地、水辺を核に、市民や観光客の憩いの場の充実を図る地区	既存のみどりや水辺を活用したレクリエーション空間の充実や良好な景観の形成が図られます。
⑤風致の維持が特に必要な地区	森林や水辺の風致の保全と、周辺におけるそれと調和した環境・景観づくりが図られます。
⑥緑地保全や緑化の市民意識が高い地区・みどりに関する市民活動が行われている地区	地域住民と行政の協働によるみどりの整備・維持管理により、公共空間と民有空間が一体となったみどりの創出が図られます。

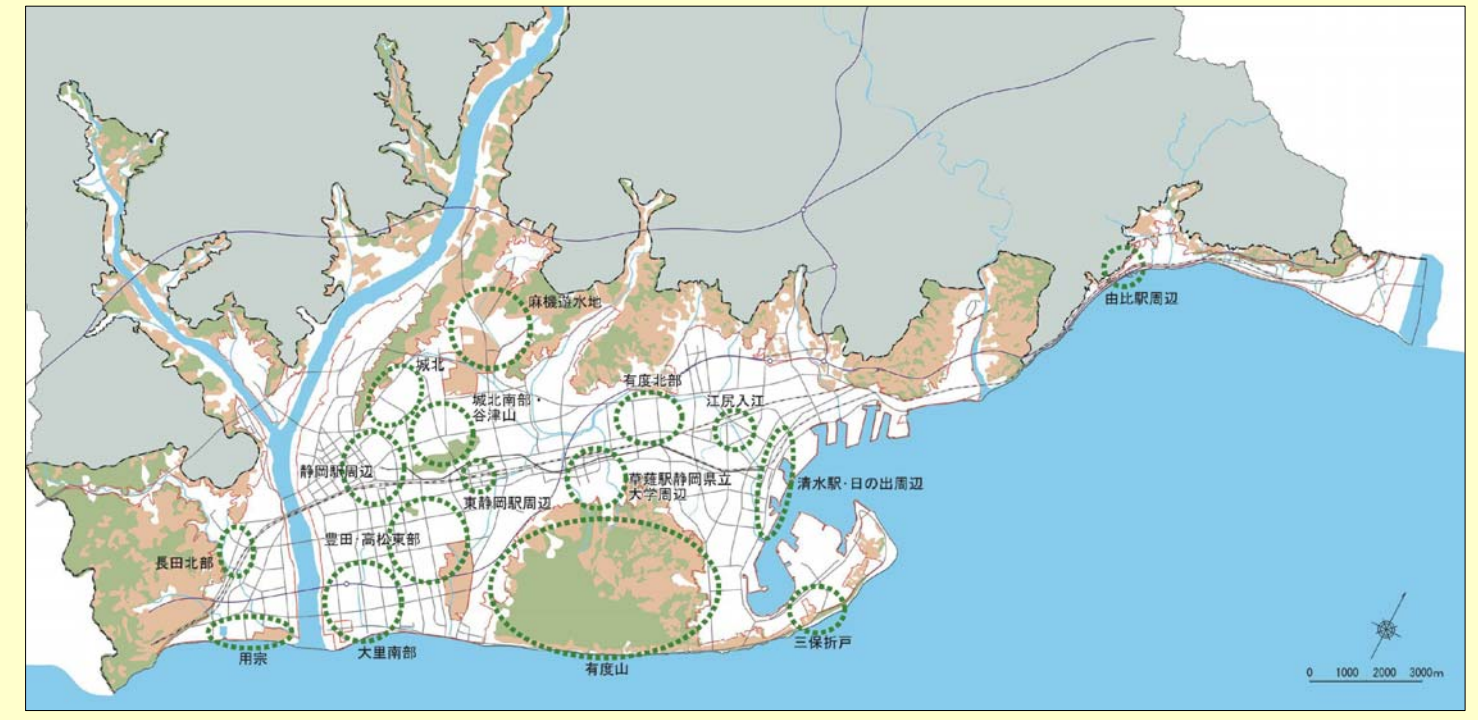
選定の視点、視点の考え方にもとづく緑化重点地区候補地は次のとおりです

緑化重点地区候補地の一覧

地区名	選定視点	地区名	選定視点	地区名	選定視点
静岡駅周辺	①③	清水駅・日の出周辺	①③④	東静岡駅周辺	①③⑥
三保折戸	③④⑤	有度山	①④⑤⑥	麻機遊水地	①④⑤⑥
長田北部	①②	用宗	①②④⑤	城北	②
城北南部・谷津山	②⑤⑥	豊田・高松東部	①②	大里南部	②⑤
草薙駅静岡県立大学周辺	①⑥	有度北部	②⑤	江尻入江	②⑤
由比駅周辺地区	②				



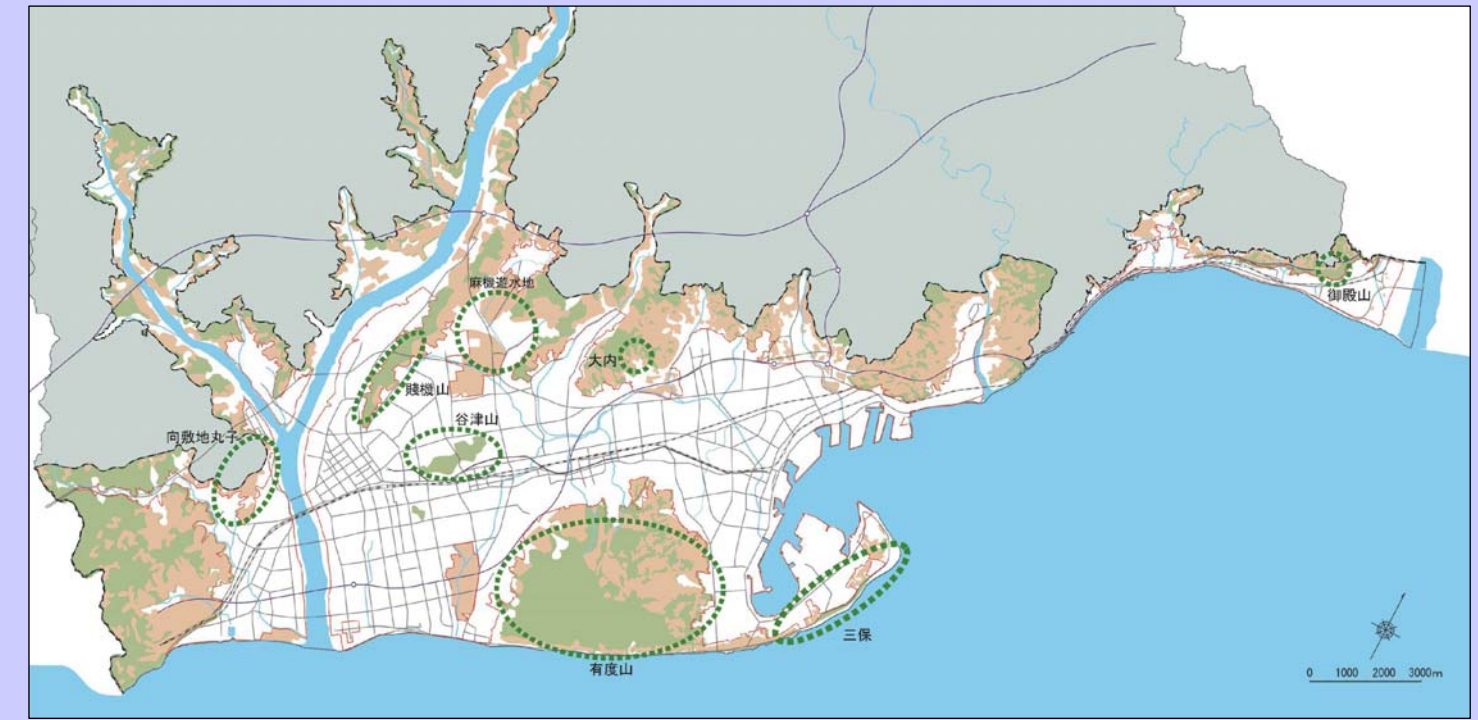
緑化重点地区候補地分布図



保全配慮地区

保全配慮地区は、みどりの将来像の実現に向けて、特にみどりの保全に配慮を加える必要が高いと考えられる地区のことです。以下の候補地の中から地域の実情に応じ順次保全配慮地区を設定し、緑地保全のための施策を推進していきます。

保全配慮地区候補地分布図



保全配慮地区候補地の一覧

- ・谷津山
- ・有度山
- ・向敷地丸子
- ・賤機山
- ・大内
- ・三保
- ・御殿山
- ・麻機遊水地